

# 雇用調整助成金について

## 雇用調整助成金とは

売上が減少した事業所であって、労働者の雇用維持に対する取組みを行っている事業所への助成や援助を行うものです。本来は支給要件が厳しいものでありましたが、この状況下で緊急対応期間が設けられ条件緩和されています。

## 緊急対応期間による主な特例対応

対象：コロナの影響を受ける事業主で売上が前年同月比1ヵ月5%以上低下している先

受給者：雇用保険被保険者。また、被保険者以外の労働者も含む。例）アルバイト等

※雇用保険未加入者に関しては、受給金額の計算が変わってくるので注意

助成率：4/5(中小)、2/3(大企業) 解雇をしない場合9/10(中小)、3/4(大企業)

提出期限：令和2年8月31日

その他もいくつか特例がありますが、詳細はBi@Sta(ビスタ)にて。

## 支給申請に必要な書類

①雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書(様式特4号)

→「売上」がわかる既存書類の写しで可

②休業協定書 労働組合があれば組合員名簿、なければ労働者代表選任書

→実績一覧表(下記⑤)の署名または記名・押印で省略可

③事業所の規模を確認する書類

→既存の労働者名簿及び役員名簿で可

④支給要件確認申立書・役員等一覧(様式特第6号(共通要領様式第1号))

⑤休業・教育訓練実績一覧表(様式特第9号または12号)

⑥助成額算定書(様式特第8号または11号)

⑦(休業等)支給申請書(様式特第7号または10号)

⑧労働・休日の実績に関する書類 → 出勤簿やタイムカードの写し

⑨休業手当・賃金の実績に関する書類 → 賃金台帳の写し(給与明細写しでも可)

※⑤～⑦に関しては自動計算機能付きの様式になっています。

## お問い合わせ先

あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション Bi@Sta(ビスタ)

住所：あきる野市秋川1-8 2階 電話：042-518-7778

開設日：月曜日～土曜日

定休日：第2水曜日・日曜日・祝日・年末年始